

【建築協定の有効期限】～更新準備はお早めに！～

建築協定は、社会背景や住民構成などの変化に合わせて定期的な見直しが可能なため、有効期限を設けることが定められており、有効期間満了後も協定を続けていくには更新の手続きが必要です。

自動更新とされている地区もございますが、協定内容の見直しを行う良い機会ですので是非、協定地区内の皆様で話し合いをお願いします。

年度	番号	協定名称	有効期限	期間満了後(予定)
令和2年 2020	56	豊浜1丁目	令和 2年 4月 11日	廃止
	55	シエル箱崎	令和 2年 3月 7日	更新済
	33	笹丘2丁目	令和 2年 9月 15日	廃止
	58	松山2丁目	令和 2年 9月 26日	更新済
	19	平尾3丁目・4丁目・平丘町・平尾浄水町・山莊通	令和 2年 11月 19日	自動更新済
	62	ジョイナス福ノ栄きらなみ	令和 2年 12月 9日	廃止
令和3年 2021	8	西福岡マリナタウン	令和 2年 12月 27日	更新済
	39	泉東	令和 3年 3月 29日	自動更新
	66	香椎山の手3区	令和 3年 10月 19日	自動更新
	67	香椎照葉4丁目東地区	令和 3年 10月 19日	自動更新
	9	シーサイドももち・百道浜4丁目A住宅地区	令和 3年 11月 13日	自動更新
	20	香椎山手通り住宅団地	令和 3年 11月 13日	要 更新手続き！
令和4年 2022	11	シーサイドももち・百道浜4丁目B住宅地区	令和 4年 1月 11日	要 更新手続き！
	68	七隈7丁目	令和 4年 2月 8日	要 更新手続き！
	64	照葉まちづくり(戸建住宅香椎照葉2丁目北地区)	令和 4年 3月 15日	自動更新
	48	茶山2丁目2区	令和 4年 3月 16日	自動更新
	12	けやき台博多南地区	令和 4年 3月 24日	自動更新
	21	大浜地区	令和 4年 3月 27日	要 更新手続き！
令和4年 2022	3	スカイタウン寺塚	令和 4年 3月 29日	自動更新
	69	県西	令和 4年 5月 16日	要 更新手続き！
	70	南庄4丁目	令和 4年 7月 25日	要 更新手続き！
	44	名島2丁目1区(船岡町)	令和 4年 8月 30日	自動更新
	72	百道3丁目1・3区	令和 4年 11月 4日	要 更新手続き！
	73	茶山6丁目	令和 4年 11月 18日	要 更新手続き！
2022	71	グレイステージ大橋	令和 4年 11月 21日	自動更新
	74	愛宕浜4丁目	令和 5年 2月 13日	要 更新手続き！

※太赤字下線の地区は期間満了後、建築協定が廃止となりますのでご注意ください。

※更新方法等について不明な点がある地区の方は、開発・建築調整課までご相談ください。

寄務らなりの 考つ頂しかく
せ局、ど上建えくけみ「建
下ま下がけ築てつるを」築
さで記ごて見協りおてよ持、協
いこのさばや定まきなて皆定
意協いし疑にす。た紙読様ふ
を見議まい問つ。お事材取て
を会し題、い い面んにく
お事た材取て とをで親お

◆編集後記◆
行べき事ごて必の会さかゝさ局はにい隣内
つ！布市い務希い要代会れ」建いま下変た接容協
てジ役。局望た部表員るを築で記更だ地（）
て所なまのだ数者（）場地協おのがい委運
おりでび、4おで方きを各合区定知協生等、委営
ります。4おで方きを各合区定知協生等、委営
ます。こはま郵の協は内定ら議じい連員
掲示事連、す送方定にふせ会たるご連員
載！で務絡下のさに地協配く事場事報絡会
もムの局下記でせ、区議布お
だ務合項告先の
◆事務局より◆

福岡市建築協定地区連絡協議会
(事務局 福岡市住宅都市局建築指導部開発・建築調整課)
福岡市中央区天神1丁目8番1号(福岡市役所4階)
TEL 711-4777 FAX 733-5584
ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/machinami/life/kenntikyoutefukuoka.html>
第24号(令和3年3月22日発行)

建築協定



協定地区からひとこと

令和2年度新たに更新した協定地区のご紹介です。【】内は協定地区番号です。

【58】松山2丁目
建築協定運営委員長 大藤 久雄
前委員長 行徳 弘治

当協定地区は、昭和41年に県住宅供給公社が戸建住宅を分譲（一部土地分譲）して以来55年以上が経過し、他の地域と同様に所有者の急速な高齢化が進み、最近は空き家や売家が散見されます。

安心安全と閑静な街並みで快適な松山2丁目地区は、その後、七隈線の開通などにより、学生アパート建築などの増加も加わり、便利さの反面、このままで閑静な街並みを損ねてしまうと危惧した17名の住民が、協定締結に向けて立ち上がり尽力した結果、平成22年に建築協定を締結することができました。

今回の建築協定を締結するにあたり、内容の一部を修正変更しました。

これまでに戸建住宅以外に建築できる建物として、「24時間営業でない飲食店、物品販売店等の小規模店舗」としていましたが、今回、「深夜営業（午前0時から午前6時まで）でない飲食店、物品販売店等の小規模店舗」に変更することにより近隣地域の生活に配慮した協定になっています。

また、締結から10年が経過し、土地の所有者も世代交代などで相当数変化しています。

コロナ禍での活動とは言え、この度は理解を得られないと述べる人や、相続手続きで合意をいただけないケースなども発生し、合意率を過半数以上に導くまでには苦労の連続でした。

ただ、転入者も含め新しく加入していただいた方や遠方住の方にも継続してもらえると共に、協定へのご理解とご協力で、令和2年10月8日に松山2丁目建築協定の締結は無事認可を実現することができました。

今後共、建築協定区域隣接地の方々にも再度協定を理解していただけるよう活動を続けて行きたいと思います。

【8】西福岡マリナタウン
建築協定更新準備委員会委員長 加藤 俊

私たちの地区は、福岡市西区の博多湾埋め立てによるウォーターフロント開発によって誕生した住宅地で、マリナタウンの愛称で親しまれています。新たに更新した協定地区は愛宕浜1丁目、4丁目の、主に第1種低層住専用地域と、第2種住居地域にまたがる、福岡市内建築協定のなかでも最大面積の地区であります。

平成12年に、海を近くに臨める閑静な街並みを守るべく、西福岡マリナタウン建築協定を締結しました。締結から20周年を迎えた今、更新時期に合わせて、建築協定の内容をいくつか見直すとともに、協定の範囲も同時に変更することとなりました。

主な変更としては、20年を経て時代も変わり、観光ブーム到来の中で、いわゆる民泊新法施行後、地区内に開設された民泊施設を利用する観光客のマナーについて困っているという声をたびたび耳にしていることもあり、このままだと民泊施設が増え、住民の普段の生活が大きく乱されることを危惧し、民泊の用に供してはならない決まりを設けました。また、かつて当地区に緑化協定を設けていましたが、今回の内容も含め、外周部分に植栽を施すことや、剪定、防除などをすることで緑豊かな街並みを形成できるように配慮しました。

さらに、主要テーマである同じ管理組合員で協定の範囲外の方に呼びかけを行いました。範囲外の方からの新たな加入があり、また、範囲外に留まった方からは、この街の街並みや景観の形成に協力していきの旨の表明がありました。

今回の更新に当たっては、無為に推移すれば、建築協定が失効するのではないかとの空気から、建築協定に賛同する有志27名が集まって、昨年の1月に更新準備委員会を立上げ、建築調整第2係の皆さんのが支援を受けながら、一連の更新作業を行いました。コロナ禍に加えて、歳月の経過に伴う所有権者の変化などで、時間を要する合意書の取り交わし作業になりました土地区画は700以上、建築協定区域隣接地も含めると900を超え、一定の成果を収めることができました。

今後も、建築協定区域隣接地の方に声をかけてていき、協定に加入していただくよう広報活動を継続していきます。